

その他

Q29

土壌汚染対策法で必要となる手続にはどのようなものがありますか？

土壌汚染対策法に関して土地所有者等が必要となる報告や届出、申請等の手続には概ね施行規則で様式が定められています(表29-1参照)。表29-1に示した手続きのほか、土地所有者が土壌汚染状況調査の報告期限を延長してもらいたい場合については都道府県知事へ申請します。また、施行規則で規定されているものではありませんが、土壌汚染対策に関連して工事終了報告書や措置完了報告書の提出を求める自治体も多いようです。

表29-1 土壌汚染対策法施行規則に基づく届出様式等の一覧

様式	様式名称	届出主体	届出時期
第1	土壌汚染状況調査結果報告書	土地所有者等 開発事業者	土壌汚染状況調査の結果の報告時 (3条調査・4条調査・5条調査共通)
第2	特定有害物質の種類のお知らせ	調査実施者	地歴調査において都道府県知事から汚染のおそれがある特定有害物質の種類のお知らせを受ける時
第3	土壌汚染対策法第3条第1項ただし書の確認申請書	土地所有者等	有害物質使用特定施設の廃止時で法第3条第1項のただし書の確認を受けようとする時
第4	承継届出書	土地所有者等	法第3条第1項のただし書の確認を受けた土地を譲り受けた時
第5	土地利用方法変更届出書	土地所有者等	法第3条第1項のただし書の確認を受けた土地について利用の方法を変更しようとする時
第6	一定の規模以上の土地の形質の変更届出書	一定の規模以上の土地の形質の変更をしようとする者	3,000㎡以上の土地の形質の変更に着手する 30日前まで
第7	帯水層の深さに係る確認申請書	要措置区域等の土地所有者等	要措置区域等について地表から一定の深さまでに帯水層がない旨の確認を受ける時
第8	指示措置と一体として行われる土地の形質の変更の確認申請書		要措置区域等における土地の形質の変更の施行方法について都道府県知事の確認を受ける時
第9	地下水の水質の測定又は地下水汚染の拡大の防止が講じられている土地の形質の変更の確認申請書		地下水の水質の測定等の措置が講じられた要措置区域等における土地の形質の変更の施行方法について都道府県知事の確認を受ける時
第10	形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書	形質変更時要届出区域において土地の形質の変更をしようとする者	形質変更時要届出区域において土地の形質の変更に着手する 14日前まで (指定された際に既に着手している場合及び非常災害のために必要な応急措置として実施した場合、14日以内)
第11	指定の申請書	土地所有者等	自主調査の結果、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない状況が認められたことから、当該調査結果をもって指定の申請を受けようとする時
第15	搬出しようとする土壌の基準適合認定申請書	要措置区域等の土地所有者等	要措置区域等内の土壌が土壌溶出量基準・土壌含有量基準に適合している旨について都道府県知事の認定を受けようとする時
第16	汚染土壌の区域外搬出届出書		要措置区域等からの汚染土壌の搬出に着手する 14日前まで
第17	汚染土壌の区域外搬出変更届出書		様式第16にて届け出た事項の変更に着手する 14日前まで
第18	非常災害時における汚染土壌の区域外搬出届出書		非常災害のために必要な措置として要措置区域等から汚染土壌を搬出した 14日以内
第19	管理票		要措置区域等から搬出する汚染土壌の運搬・処理を他人に委託する時
第20	搬出汚染土壌の運搬・処理状況確認届出書		管理票が規定の期間内に戻ってこない場合、必要事項が記載されていない若しくは虚偽の記載がなされている管理票を受理した場合